

令和4年度 Sport in Life 推進プロジェクト
「スポーツ実施率の向上に向けた総合研究事業
(スポーツによる社会課題解決推進のための政策に資する研究：
I 社会保障費、II 女性スポーツ、III 健康スポーツ事業)」公募要領

1. 事業名

令和4年度 Sport in Life 推進プロジェクト「スポーツ実施率の向上に向けた総合研究事業（スポーツによる社会課題解決推進のための政策に資する研究）」

2. 事業の趣旨

スポーツ庁では、第3期スポーツ基本計画において、国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築するという政策目標を掲げている。その達成に向け、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で高まったスポーツ実施の機運を生かしつつ、競技に勝つことだけではなく「楽しさ」や「喜び」もスポーツの大切な要素であるという認識の拡大を図るとともに、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行うこととしている。

そこで、スポーツの価値を更に高め、国民のスポーツ実施率向上や、スポーツを通じた社会課題解決推進のための政策に資する研究等を実施し、得られた成果を科学的根拠に基づいた政策立案や健康スポーツの普及啓発に資することを目的に本事業を実施する。

3. 事業の内容

上記2の趣旨を踏まえ、以下の研究課題I～IIIの各事業を行う。研究課題I～IIIの各受託者はそれぞれ(1)～(4)又は(1)～(6)の内容を実施する。また、本要領に定めのない事項については、スポーツ庁と協議の上で決定すること。

なお、本事業における「スポーツ」とは、スポーツ基本法の前文より、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養(かんよう)等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」とする。

研究課題 I	スポーツ実施が社会保障費（医療・介護）に及ぼす効果及びその評価方法に関する研究【社会保障費】
---------------	---

スポーツ実施及び地域におけるスポーツを通じた健康づくり施策（健康づくりに資する運動・スポーツ施策を含む）による社会保障費（医療費・介護費）の抑制効果を検証するとともに、その評価方法について検討する。

(1) スポーツ実施が社会保障費に及ぼす効果に関するエビデンスの整理

スポーツ実施及び地域におけるスポーツを通じた健康づくり施策等の実施が社会保障費に及ぼす効果について示した文献等を収集し、原則的に下記の3項目について整理する。ただし、スポーツ庁と協議した上で、項目を変更することができる。

文献などの収集方法や整理の仕方については、具体的に提案すること。なお、これらは、類似する研究実績のある研究者や研究機関と連携して実施することができる。

- ① スポーツ実施による社会保障費の抑制効果
- ② スポーツを通じた健康づくり施策による社会保障費の抑制効果
- ③ 社会保障費の抑制効果を評価する方法

(2) スポーツを通じた健康づくりに関する施策による社会保障費への効果検証に関する実態調査（好事例抽出）

地方公共団体等が行っている、スポーツを通じた健康づくりに関する施策による社会保障費への効果検証の実態を調査・分析し、好事例を抽出する。調査方法は、電話調査、ホームページ閲覧調査、郵送式アンケート調査、実地調査等、客観的に好事例が抽出できるような具体的な調査方法、分析方法などを提案すること。

(3) 有識者による検討会の開催・運営

上記(1)(2)の実施及び分析等を検討するに当たっては専門的な知見から行うため、下記の点を踏まえた有識者等による検討会を開催する。

- ① 本業務を進めるに当たって必要となる構成員（以下「構成員」という。）の人数は、10名程度（謝金・旅費支払対象）とし、開催回数は5回程度（1回2時間程度）とする。ただし、事業の進捗状況により予算の範囲内で開催回数を増やすことができる。
- ② 構成員として、本事業に関わる専門的な知識を有し、幅広い知見を持つ大学教員や研究機関所属の者を最低5名以上推薦し、事業計画書において具体的な理由とともに提案すること。なお、構成員は、医療経済学者、運動疫学者、公衆衛生学者、地域における運動・スポーツ事業に係る専門家等を含めるものとし、うち1名を委員長に選出する。なお、実際の人選はスポーツ庁と協議の上で行う。
- ③ 受託者は、検討会の日程調整、会議資料作成、会場の手配、当日の運営、議事録作成及び謝金・旅費の支払等の必要な事務局業務を行う。なお、会議資料は検討会開催日の5日前までにスポーツ庁に諮った上で作成し、承認を得た上で構成員等に電子データを送付する。議事録は検討会終了後7日以内にスポーツ庁に提出する。
- ④ 検討会の開催方法は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら、Web又は参集によるものとし、スポーツ庁と協議の上、決定すること。なお、Web会議とする場合は、必要な機材や環境等の準備をすること。
- ⑤ 受託者が構成員に支払う謝金及び旅費の単価は、文部科学省の基準単価及び「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月法律第114号）」を用いてよい。

(4) 報告書の作成

受託者は、上記(1)～(3)を踏まえて、報告書を下記に留意しつつ作成の上、スポーツ庁へ提出する。提出する報告書は、事前にスポーツ庁と協議した上で、必要な修正を行ったものとする。

- ① 報告書には、事業の概要、目的、方法、成果（分析結果等を含む）等について記載するとともに、報告書の内容を概ね6頁以内にまとめたものを含めること。
- ② 図表やグラフ、イメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするように努めること。
- ③ 用語の統一、インデント・誤字・脱字の調整などを行うとともに、原則として公用文に基づく表記とすること。
- ④ 文献を試用する場合、著作権の観点から問題がないか十分配慮し、必要に応じて著作権者の了解を得ること。原文を辿り内容が確認できるように、文献やホームページのアドレス等を報告書に明記すること。
- ⑤ 報告書を冊子（原則としてA4版）として50部作成・印刷し、電子データと共にスポーツ庁に提出すること。

研究課題Ⅱ

女性のスポーツ実施促進に係る環境整備等に関する研究【女性スポーツ】

女性のスポーツ実施促進を図るため、女性のライフサイクルに応じた環境整備等に係る課題を整理するとともに、女性のスポーツと健康への影響に関する最新の知見を整理し、スポーツの効果や実施時の留意点等に関するコンテンツを作成し、その活用や女性のスポーツ実施促進のための方策を検討する。

(1) 女性のスポーツ実施促進のためのライフサイクルに応じた環境整備等に関する課題の調査

女性のスポーツ実施促進のためのライフサイクルに応じた環境整備に関する課題について示した文献の収集、ソーシャルメディア分析、ヒアリング調査等を実施し、原則的に下記の3項目について整理する。ただし、スポーツ庁と協議した上で、項目を変更することができる。

文献などの収集方法や整理の仕方については、具体的に提案すること。なお、これらは、類似する研究実績のある研究者や研究機関と連携して実施することができる。

- ① 女性のライフサイクルに応じたスポーツ実施に係る課題
- ② 女性のライフサイクルに応じたスポーツ実施のための環境整備に係る課題
- ③ 女性のスポーツ実施促進に係る環境整備に関する好事例

(2) スポーツ実施が女性の健康に及ぼす影響等に関する最新の知見の整理

スポーツ実施が女性の健康に及ぼす影響に係る最新の知見を整理するため、文献の収集等を実施し、原則的に下記の2項目について整理する。ただし、スポーツ庁と協議し

た上で、項目を変更することができる。

文献などの収集方法や整理の仕方については、具体的に提案すること。なお、これらは、類似する研究実績のある研究者や研究機関と連携して実施することができる。

- ① 女性がスポーツを実施することによる健康への効果、その他の利点
- ② 女性がスポーツを実施する際の留意すべき点

(3) 女性のスポーツ実施促進に係る環境整備に関する方策の取りまとめ

上記(1)で得られた結果を踏まえ、女性のライフサイクルに応じたスポーツ実施促進に係る環境整備に関する具体的な方策を取りまとめる。事前にスポーツ庁と協議した上で、必要な修正を行ったものとする。

(4) 女性のスポーツ実施と健康に関するコンテンツの作成及び利活用方法の提案

上記(2)調査で得られた結果を踏まえ、女性のスポーツ実施に係る健康上の効果と実施の際の留意点に関するコンテンツを作成する。コンテンツは、女性のスポーツ実施を促進することを目的とした様々な立場(行政、団体、民間事業者等)が必要な部分を組み合わせ活用できるように、内容やテーマ毎に作成する等の工夫を行うこと。また、作成に当たっては、多世代への発信を意識し、分かりやすく伝わりやすい内容とするとともに、根拠についても明記する。

また、コンテンツの利活用については、利便性及び持続性を考慮するとともに、多世代に広く発信できる方法を提案する。なお、事前にスポーツ庁と協議した上で、必要な修正を行ったものとする。

(5) 有識者による検討会の開催・運営

上記(1)(2)の実施及び分析等を検討するに当たっては専門的な知見から行うため、下記の点を踏まえた有識者等による検討会を開催する。

- ① 本業務を進めるに当たって必要となる構成員(以下「構成員」という。)の人数は、10名程度(謝金・旅費支払対象)とし、開催回数は5回程度(1回2時間程度)とする。ただし、事業の進捗状況により予算の範囲内で開催回数を増やすことができる。
- ② 構成員として、本事業に関わる専門的な知識を有し、幅広い知見を持つ大学教員や研究機関所属の者を最低5名以上推薦し、事業計画書において具体的な理由とともに提案すること。なお、構成員は、女性の健康に関する医学的専門家、スポーツ医科学に関する専門家、地域保健関係者、職域の保健事業関係者、女性スポーツの指導者、行動社会学に関する専門家等を含めるものとし、うち1名を委員長に選出する。なお、実際の人選はスポーツ庁と協議の上で行う。
- ③ 受託者は、検討会の日程調整、会議資料作成、会場の手配、当日の運営、議事録作成及び謝金・旅費の支払等の必要な事務局業務を行う。なお、会議資料は検討会開催日の5日前までにスポーツ庁に諮った上で作成し、承認を得た上で構成員等に電子データを送付する。議事録は検討会終了後7日以内にスポーツ庁に提出する。
- ④ 検討会の開催方法は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら、Web又

は参集によるものとし、スポーツ庁と協議の上、決定すること。なお、Web 会議とする場合は、必要な機材や環境等の準備をすること。

- ⑤ 受託者が構成員に支払う謝金及び旅費の単価は、文部科学省の基準単価及び「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年 4 月法律第 114 号）」を用いてよい。

(6) 事業報告書の作成

受託者は、上記（1）～（5）を踏まえて、報告書を下記について留意しつつ作成の上、スポーツ庁へ提出する。提出する報告書は、事前にスポーツ庁と協議した上で、必要な修正を行ったものとする。

- ① 報告書には、事業の概要、目的、方法、成果（分析結果等を含む）等について記載するとともに、報告書の内容を概ね 6 頁以内にまとめたものを含めること。
- ② 図表やグラフ、イメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするように努めること。
- ③ 用語の統一、インデント・誤字・脱字の調整などを行うとともに、原則として公用文に基づく表記とすること。
- ④ 文献を試用する場合、著作権の観点から問題がないか十分配慮し、必要に応じて著作権者の了解を得ること。原文を辿り内容が確認できるように、文献やホームページのアドレス等を報告書に明記すること。
- ⑤ 報告書を冊子（原則として A 4 版）として 50 部作成・印刷し、電子データと共にスポーツ庁に提出すること。

研究課題Ⅲ

地域における健康づくりに資する安全かつ効果的な運動・スポーツを推進するための事業の在り方に関する研究【健康スポーツ事業】

運動・スポーツをする際に何らかの制限や配慮が必要な方々、運動・スポーツの無関心層・未実施層など、より多くの住民が運動・スポーツの習慣化を図り、健康づくりに資する地方公共団体の事業について調査・分析し、現状と課題を明らかにする。

(1) 地方公共団体が行う健康づくりに資する運動・スポーツを習慣化させる事業の調査・分析

平成 27～令和 3 年度に「スポーツによる地域活性化推進事業（スポーツを通じた健康長寿社会等の創生）（運動・スポーツ習慣化促進事業）」に参画した地方公共団体を含め、多くの地方公共団体の取組内容、費用対効果、インセンティブ、連携団体、連携方法、担当課等について調査・分析する。健康づくりに資する安全かつ効果的な運動・スポーツを推進するための事業の在り方を検討するための基礎資料としてまとめられるよう、調査項目や調査方法、分析方法等を具体的に提案すること。なお、実施に当たっては、事前にスポーツ庁と協議すること。

- ① スポーツによる地域活性化推進事業に参画した地方公共団体については、スポーツ庁ホームページに公表されている取組事例集を基礎資料とするが、不足する情報等については、地方公共団体の担当者又は担当課に問い合わせることができる。

取組事例集：https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/detail/1399182.htm

- ② スポーツによる地域活性化推進事業に参画した地方公共団体については、事業の継続や財源等に関するフォローアップ調査を行う。
- ③ 事業の調査・分析に当たっては、地方公共団体の基本情報も含めること。

(2) 地方公共団体等が行う医師や医療機関等と連携して運動・スポーツを習慣化させる事業の調査・分析

令和元～3年度に「スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業）」において実施された取組を含め、地方公共団体等が医師や医療機関等と連携して生活習慣病や運動器疾患の患者等に対する運動・スポーツの習慣化を図る事業について調査・分析する。調査する項目は、下記を含めることとし、それ以外の項目も提案すること。なお、調査項目や分析方法等は、事前にスポーツ庁と協議した上で決定すること。

- ① 当該事業を実施した動機
- ② 当該事業の対象者、事業内容、成果等
- ③ 医師や医療機関と運動指導者やスポーツ施設等の具体的な連携内容及び連携方法、連携を推進した要因等
- ④ 医師が運動指導者に提供した情報（運動処方箋や運動指示箋等の内容）及びその方法
- ⑤ 運動指導者が医師にフィードバックした内容及びその方法
- ⑥ 該当する事業を実施するにあたり、障害となった事柄やエピソード
- ⑦ 当該事業における行政の役割

(3) 地方公共団体等が行う健康づくりに資する安全かつ効果的な運動・スポーツを推進するための事業の在り方に関する有識者による検討会の開催及び運営

上記（1）（2）の実施及び分析、現状と課題等を検討するに当たっては専門的な知見から行うため、下記の点を踏まえた有識者等による検討会を開催する。

- ① 検討会では、地方公共団体等が行う健康づくりに資する安全かつ効果的な運動・スポーツを推進するための事業の在り方、生活習慣病や運動器疾患の患者等に対する運動・スポーツの習慣化を図るための事業における医師や医療機関等との連携の在り方について検討し、提言することを含めること。
- ② 本業務を進めるに当たって必要となる構成員（以下「構成員」という。）の人数は、10名程度（謝金・旅費支払対象）とし、開催回数は5回程度（1回2時間程度）とする。ただし、事業の進捗状況により予算の範囲内で開催回数を増やすことを可能とする。
- ③ 構成員として、本事業に関わる専門的な知識を有し、幅広い知見を持つ研究機関や行政等に所属の者を最低5名以上推薦し、事業計画書において具体的な理由とともに提案すること。なお、構成員は、スポーツ政策に係る専門家、スポーツや健康社会学者、公衆衛生学者、医師、保健師、行政に関して深い見識を有する者、ま

ちづくりや地域活性化に資する健康政策の専門家等を含めるものとし、うち1名を委員長に選出する。なお、実際の人選はスポーツ庁と協議の上で行う。

- ④ 受託者は、検討会の日程調整、会議資料作成、会場の手配、当日の運営、議事録作成及び謝金・旅費の支払等の必要な事務局業務を行う。なお、会議資料は検討会開催日の5日前までにスポーツ庁に諮った上で作成し、承認を得た上で構成員等に電子データを送付する。議事録は検討会終了後7日以内にスポーツ庁に提出する。
- ⑤ 検討会の開催方法は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら、Web又は参集によるものとし、スポーツ庁と協議の上、決定すること。なお、Web会議とする場合は、必要な機材や環境等の準備をすること。
- ⑥ 受託者が構成員に支払う謝金及び旅費の単価は、文部科学省の基準単価及び「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月法律第114号）」を用いてよい。

（4）報告書の作成

受託者は、上記（1）～（3）を踏まえて、報告書を下記に留意しつつ作成の上、スポーツ庁へ提出する。提出する報告書は、事前にスポーツ庁と協議した上で、必要な修正を行ったものとする。

- ① 報告書には、事業の概要、目的、方法、成果（分析結果等を含む）等について記載するとともに、報告書の内容を概ね6頁以内にまとめたものを含めること。
- ② 図表やグラフ、イメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするように努めること。
- ③ 用語の統一、インデント・誤字・脱字の調整などを行うとともに、原則として公用文に基づく表記とすること。
- ④ 文献を試用する場合、著作権の観点から問題がないか十分配慮し、必要に応じて著作権者の了解を得ること。原文を辿り内容が確認できるように、文献やホームページのアドレス等を報告書に明記すること。
- ⑤ 報告書を冊子（原則としてA4版）として50部作成・印刷し、電子データと共にスポーツ庁に提出すること。

4. 事業の実施期間

契約を締結した日～令和5年度（2か年事業（予定））

ただし、2年目以降の契約については、スポーツ庁健康スポーツ課技術審査委員会にて1年目の事業実施状況等について評価又は確認等を行うとともに、2年目の事業実施計画書の内容を審査し、予算の状況等を踏まえ委託事業を継続することが適当であると認められた場合、事業の継続を決定し、契約を締結するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

5. 事業規模及び採択予定件数

事業規模：一研究課題当たり 8,000千円程度（令和4年度）

採 択 数：一研究課題当たり 1件（予定）

- ※ 採択件数については、スポーツ庁健康スポーツ課技術審査委員会が決定する。
- ※ 令和5年度以降の予算規模については、予算の状況等により変動するが、実施計画の検討に当たっては、同規模の想定とすること。

6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 各研究課題に関する専門的な知見を有するとともに、国などの公的機関の委託事業を受託した実績があることに加え、スポーツ実施率の向上に資する研究事業が実施可能な法人格を有する団体であること。
- (4) 同一団体が、複数の研究課題に応募することは可能である。

7. 選定方法及び選定結果の通知

選定に係る審査は、スポーツ庁健康スポーツ課技術審査委員会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施する。必要に応じてスポーツ庁から企画提案者に対してヒアリングや提出書類の内容確認、追加資料の提出等を求めることがある。審査方法については、別添「審査基準」のとおり。

選定終了後、30日以内に全ての企画提案者に選定結果を通知する。

8. 参加表明書の提出

本企画競争においては、参加表明書の提出は要しない。

9. 説明会の開催

開催日時：令和4年8月18日（木）14時00分開始

開催方法：オンライン（Zoom）で実施する。

※説明会へ参加を希望する機関は、所属、氏名、連絡先を記載の上、令和4年8月18日（木）12時までに、E-mail（kensport@mext.go.jp）へ連絡すること。メールの件名は「【説明会希望】「スポーツによる社会課題解決推進のための政策に資する研究の公募について」とすること。

10. 企画提案書の提出方法等

- (1) 提出書類

① 企画提案書

企画提案書の様式は、別添の様式 1 を使用し、用紙サイズは A 4 判、横書きとすること。

② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

③ 企画提案者の概要（要覧・会社案内等）

④ 最新の財務諸表等の資料

⑤ 暴力団体等に該当しない旨の誓約書（別紙 2）

（2）提出先及び公募に関する問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

スポーツ庁健康スポーツ課

TEL：03-5253-4111（内線：2998）（担当：長阪）

FAX：03-6734-3792

E-mail：kensport@mext.go.jp

※事業内容等に関する問合せは、件名を「【問合せ】「スポーツによる社会課題解決推進のための政策に資する研究の公募について」とし、電子メールで送付すること。電話での受付はできない。

※公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

（3）提出方法

企画提案書は日本語で作成し、電子データとして E-mail により提出すること（データ容量が 10MB を超える場合は、別途送受信アドレスをお知らせするので担当宛てに連絡すること）。

① 送信メールの題名は、「【団体名】政策に資する研究（研究課題名）応募提出資料」とすること。

② 提案書類の電子データ形式は、PDF ファイル形式（Adobe Acrobat Reader DC で閲覧可能なもの）とする。

③ 受信通知は、送信者に対して 2 営業日以内にメールにより返信する。受信通知がない場合は、電話にて確認すること。

④ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

（4）提出期限

令和 4 年 9 月 5 日（月）12：00（必着）

（5）その他

① 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。

- ② 必要に応じて審査期間中に提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。
- ③ 期限に遅れた企画提案書や期限後の企画提案書の修正、差し替えは受理しない。
- ④ 複数の研究課題に応募する場合は、研究課題ごとに上記（１）を全て揃え、提出すること。

11. 誓約書の提出

- （１）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- （２）前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

12. 契約締結に関する取り決め

（１）契約額の決定方法について

選定結果が出た後に、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には、採択決定を取り消すこととなるのでその点についても留意しておくこと。

（２）契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

13. スケジュール

- （１）公募開始 : 令和４年８月１２日（金曜日）
- （２）説明会 : 令和４年８月１８日（木曜日）１４時開始
- （３）公募締切 : 令和４年９月５日（月曜日）１２時必着
- （４）審査 : 令和４年９月中旬頃
選定及び委託事業実施計画書の提出 : 令和４年９月下旬頃

- (5) 契約締結 : 令和4年9月下旬頃
(6) 契約期間 : 契約締結日から令和5年3月31日まで

14. その他

- (1) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数はスポーツ庁健康スポーツ課技術審査委員会が決定する。
- (2) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (3) 事業実施に当たっては、Sport in Life 推進プロジェクト委託要項、スポーツ庁委託事業事務処理要領、契約書及び委託事業実施計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (4) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

〔契約締結に当たり必要となる書類〕

- ・ 委託事業実施計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・ 再委託に係る事業経費内訳（再委託の実施を希望する場合のみ）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 別紙（銀行口座情報）
- ・ 確認書（知的財産）（知的財産権の帰属を希望する場合のみ）

令和4年度 Sport in Life 推進プロジェクト「スポーツ実施率の向上に向けた総合研究
事業（スポーツによる社会課題解決推進のための政策に資する研究）」

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で各評価項目の得点合計が高いものについて採択案件に決定する。

II 審査方法

スポーツ庁健康スポーツ課が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。必要に応じて、全団体からヒアリングによる審査を実施する。また、必要に応じてスポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

III 評価方法

評価は、以下に示す評価項目及び評価基準により実施し、技術審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

<評価項目>

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っており、事業を円滑に遂行するための実施体制に工夫がなされていること。
- (2) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要な実績、ノウハウ、ネットワーク等を有していること。
- (4) 業務従事予定者が事業の成果を最大化するために必要な当該分野及び関連分野に関する知識・知見を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 企画提案する研究課題において、公募要領で定める全ての事業内容が提案され、本事業目的の達成に向けた事業全体の実施戦略が設計されていること。
- (2) 提案された事業内容に、新規性・実現性・妥当性があること。
- (3) 本事業の趣旨・目的をよく理解し具体的に提案されていること。
- (4) 学術的知見に基づいた調査方法、分析方法の検討がなされ、工夫されていること。
- (5) 円滑な業務実施が可能なスケジュールとなっており、が具体的かつ合理的であること。
- (6) 妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

<評価基準>

- 1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準次の評価基準により評価を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当の確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）
 - ・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
 - ・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
 - ・ 認定段階3＝2点
 - ・ プラチナえるぼし認定＝5点
 - ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝1点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・ くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
 - ・ トライくるみん認定＝1.5点
 - ・ くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
 - ・ くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
 - ・ プラチナくるみん認定＝5点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ ユースエール認定＝2点
- スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）
 - ・ スポーツエールカンパニー認定＝2点
 - ・ Bronze（ブロンズ）認定＝3点
 - ・ Bronze+（ブロンズプラス）認定＝4点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

誓 約 書

私

当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

氏名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の名氏及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。